

平成30年度から65歳以上の人の介護保険料が変わります

65歳以上の人の平成30年度から3年間の介護保険料が下記のとおり変わります。介護保険料の基準額は今後3年間の高齢者数や介護給付費の見込みなどから、3年ごとに見直しています。高齢者人口の増加に伴う、要介護認定者数の増加などにより、介護サービスの経費が増えることから、平成30年度から3年間の介護保険料基準額が上昇します。介護保険料の上昇を緩和するために、介護保険事業運営基金を取り崩しました。

平成30年度の介護保険料については、6月中旬に介護保険料決定通知書をお送りします。

平成30年度から3年間の介護保険料

段階	対象者		料率	年間保険料 (基準額×料率)	
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者		0.45	3万5,910円	
第2段階	本人非課税 世帯非課税 所得は除く 年金収入の合計	80万円以下			
第3段階		80万円を超え120万円以下	0.70	5万5,860円	
第4段階		120万円を超える	0.73	5万8,250円	
第5段階		80万円以下	0.90	7万1,820円	
第6段階		80万円を超える	基準額	7万9,800円	
第7段階		本人課税 世帯課税 前年中の合計所得金額	120万円未満	1.20	9万5,760円
第8段階			120万円以上 200万円未満	1.30	10万3,740円
第9段階			200万円以上 300万円未満	1.50	11万9,700円
第10段階			300万円以上 400万円未満	1.70	13万5,660円
第11段階			400万円以上 600万円未満	1.90	15万1,620円
第12段階			600万円以上 800万円未満	2.10	16万7,580円
第13段階			800万円以上 1,000万円未満	2.30	18万3,540円
			1,000万円以上	2.50	19万9,500円

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

【平成30年度からの保険料判定改正点】

平成30年度から、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、下記のとおり改正されます。

改正の内容	概要
公的年金などの雑所得を控除する見直し (対象は1～5段階)	合計所得金額から、年金収入の所得(所得税法第35条第2項第1号に掲げる額)を控除した額を用います。
長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除する見直し	合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除額を控除して得た額を用います。

☎介護保険課 948-6919 ・ FAX 934-0815

平成30年度から後期高齢者医療保険料が変わります

県後期高齢者医療広域連合では、医療制度の健全な運営を維持するため、2年に1度、後期高齢者医療保険料を見直しています。近年の高齢化や医療の高度化などにより、医療費が年々増加していることから被保険者の皆さんの保険料負担をできる限り増やさないう、県財政安定化基金などを活用し、平成30年度から2年間の保険料を改定しました。

平成30年度から2年間の保険料の計算方法

1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

均等割額 4万6,374円

(平成28・29年度は4万6,308円)

+

所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 8.78%

(平成28・29年度は9.16%)

||

保険料 (年額)

10円未満切り捨て 限度額62万円

(平成28・29年度は限度額57万円)

保険料の負担について

所得の低い人や、被用者保険(健康保険組合・共済組合などの医療保険。市町村国民健康保険や国民健康保険組合は対象外)の被扶養者だった人の保険料を引き続き軽減します。また均等割額の軽減対象が拡充されます。所得の低い人の軽減額は世帯の所得水準などに応じて異なります。

また、「所得割額」を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が211万円)以下の人の軽減措置が平成29年度は2割軽減でしたが、平成30年度から軽減なしとなります。

社会全体で制度を支えています

高齢者が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度は、自己負担分を除き、国・県・市町の負担金、現役世代からの支援金、被保険者から納めていただく保険料を財源として運営しています。

☎高齢福祉課 948-6941 ・ FAX 934-1763、県後期高齢者医療広域連合 ☎911-7734 ・ FAX 911-7735

道後温泉本館保存修理に伴う「オールまつやま」体制の強化

「スポーツを通じた「ひと」と「まち」の活性化」

「スポーツイングシティまつやま」の実現に向け、課名を総合政策部「スポーツ振興課」から「スポーツイングシティ推進課」に改めます。また、えひめ国体・えひめ大会のノウハウを生かし、大会の招致・開催などを強化するため、同課に「スポーツコンベンション担当課長」を配置します。*

「オールまつやま」とは、スポーツを「見る」「支える」ことにより誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめることを目指すもの

行政経営の合理化を目的とした上下水道の組織統合の推進

本市の発展に不可欠な8つの「幸せ実感」と30の「幸約(公約)」からなる基本政策に取り組み、「二人でも多くの人を笑顔に 幸せ実感都市まつやま」を実現するため、組織体制の充実・強化を図ります。

窓口の一元化などによる市民サービスの向上や行政経営の合理化を目的とした上下水道の組織統合を推進するため、下水道部下水道政策課に、「上下水道統合推進担当課長」を配置します。

市民の安全・安心のための危機管理体制の強化

営業しながらの工事となる道後温泉本館保存修理の適正管理や工事期間中の新たな魅力づくりなどにオールまつやままで取り組むため、産業経済部道後温泉事務所に技術職の専任課長を配置し、庁内の連携体制を強化します。

教職員の働き方改革の推進

市立小中学校教職員の働き方改革のうち、特に対応が急がれる運動部活動運営の見直しを推進するため、教育委員会事務局保健体育課に「部活動支援担当課長」を配置します。

※えひめ国体・えひめ大会終了に伴い、総合政策部国体推進局を廃止します。

平成30年度 主要な組織改正

上下水道の組織統合に向けた体制強化など

☎人事課 948-6250
☎934-9205